

広島県美術展開催運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十四号

##### 広島県美術展開催運営規則の一部を改正する規則

広島県美術展開催運営規則（平成二十一年広島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「写真系及びデザイン系の六種目とする。」を「写真系、デザイン系及び映像系の七種目とする。」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。